

令和6年第5回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和6年8月26日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後6時2分
出席委員	教育長 濱 浦 幸 夫 委 員 荻ノ沢 俊 明 委 員 松 橋 竹 子 委 員 石 岡 れい子 委 員 大 前 広 道
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	課 長 中 屋 敷 司 学校教育 GSL 向 井 麻美子 社会教育 GL 中 居 勉 社会教育 GSL 伊 藤 航 国 ス ポ GL 金 見 靖 子 国 ス ポ GSL 中 嶋 脩 夫
協議に諮問 した案件	報告第 1号 階上町教育委員の選任について 報告第 2号 事務の臨時代理の報告（階上町スポーツ賞表彰規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について 報告第 3号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校合同部活動検討委員会委員の委嘱）について 報告第 4号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育複合施設整備検討委員会委員の委嘱）について 報告第 5号 専決処分した事項の報告（階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱）について 報告第 6号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画策定委員会委員の委嘱）について 議案第 1号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 2号 階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について 議案第 3号 令和7年度以降使用する階上町立中学校教科用図書の採択について 議案第 4号 9月定例議会に付議する令和5年度教育費決算の認定について 議案第 5号 9月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について 議案第 6号 中央体育館改修工事請負契約の締結について

濱浦教育長	ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回階上町教育委員会会議を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第1 「会期決定の件」を議題といたします。 お諮りいたします。 本委員会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日1日間と決定いたしました。 日程第2 報告第1号 階上町教育委員の選任について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中屋敷課長	それでは報告第1号「階上町教育委員の選任について」ご説明いたします。 本件は、6月定例議会において、令和6年6月22日で任期満了となりました教育委員1名につきまして、議会の同意を得て、大前広道委員が選任されましたので、報告するものであります。 任期は、令和6年6月23日から令和10年6月22日までとなります。 説明は、以上でございます。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号 階上町教育委員の選任について の件を終了いたします。 日程第3 報告第2号 事務の臨時代理の報告（階上町スポーツ賞表彰規則の一部を改正する教育委員会規則の制定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
金見GL	それでは、報告第2号 事務の臨時代理の報告（階上町スポーツ賞表

	彰規則の一部を改正する教育委員会規則の制定) について、ご説明いたします。 本案は、階上町スポーツ賞表彰規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものであります。 3枚目をご覧ください。 改正内容としましては、スポーツ功労賞における表彰の基準から各種大会入賞者等の基準を除外し、スポーツ賞の表彰の基準に組み入れたものとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第2号 事務の臨時代理の報告(階上町スポーツ賞表彰規則の一部を改正する教育委員会規則の制定) について の件を終了します。
向井G S L	日程第4 報告第3号 専決処分した事項の報告(階上町立中学校合同部活動検討委員会委員の委嘱) について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは報告第3号 専決処分した事項の報告(階上町立中学校合同部活動検討委員会委員の委嘱) について、ご説明いたします。 本案は、階上町立中学校合同部活動検討委員会委員の委嘱について、令和6年7月2日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。 構成については、2枚目をご覧ください。 委嘱期間は、令和7年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第3号 専決処分した事項の報告(階上町立中学校合同部活動検討委員会委員の委嘱) について の件を終了します。 日程第5 報告第4号 専決処分した事項の報告(階上町社会教育複

中居 G L	合施設整備検討委員会委員の委嘱)について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは報告第 4 号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育複合施設整備検討委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町社会教育複合施設整備検討委員会委員の委嘱について、令和 6 年 7 月 5 日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。 構成については、2 枚目をご覧ください。 委嘱期間は、令和 7 年 3 月 3 1 日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第 4 号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育複合施設整備検討委員会委員の委嘱）について、 の件を終了します。 日程第 6 報告第 5 号 専決処分した事項の報告（階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中居 G L	それでは報告第 5 号 専決処分した事項の報告（階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱について、令和 6 年 7 月 1 6 日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。 構成については、2 枚目をご覧ください。 委嘱期間は、令和 7 年 3 月 3 1 日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第 5 号 専決処分した事項の報告（階上町立学校施設開放運営委員会委員の委嘱）について の件を終了します。

向井G S L	日程第7 報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画策定委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画策定委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、専決処分した事項の報告（階上町立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画策定委員会委員の委嘱）について、令和6年7月22日付けで専決処分したものについて、報告するものであります。 構成については、2枚目をご覧ください。 委嘱期間は、令和7年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画策定委員会委員の委嘱）について の件を終了します。
向井G S L	日程第8 議案第1号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第1号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。 本案は、階上小学校を令和7年度に閉校することに伴い、階上町立学校設置条例を改正するため提案するものであります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第1号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）

中屋敷課長	「異議なし」と認めます。 よって議案第1号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について の件は、原案のとおり可決されました。 日程第9 議案第2号 階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第2号 階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について、ご説明いたします。 本案は、階上町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱第3条の規定により、教育委員会の点検及び評価についての客観性を確保するため、点検及び評価の実施方法並びにその内容等について意見を聴取するなど、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用することとし、階上町教育委員会評価アドバイザーとして「前道仏小学校校長 小野隆雄」及び「前階上中学校校長 佐藤 邦彦」の2名を委嘱するため、提案するものであります。 委嘱期間は、令和6年9月18日から令和7年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第2号 階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第2号 階上町教育委員会評価アドバイザーの委嘱について の件は、原案のとおり可決されました。 日程第10 議案第3号 令和7年度以降使用する階上町立中学校教科用図書の採択について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
向井G S L	それでは議案第3号 令和7年度以降使用する階上町立中学校教科用図書の採択について、ご説明いたします。 本案は、三戸地区小学校教科用図書採択協議会の結果に基づき、令和

濱浦教育長	7年度以降、階上町立中学校において使用する教科用図書を採択するため、提案するものであります。 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第3号 令和7年度以降使用する階上町立中学校教科用図書の採択について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第3号 令和7年度以降使用する階上町立中学校教科用図書の採択について の件は、原案のとおり可決されました。
中屋敷課長	日程第11 議案第4号 9月定例議会に付議する令和5年度教育費決算の認定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第4号 9月定例議会に付議する令和5年度教育費決算の認定について ご説明いたします。 本案は、9月定例議会に付議する決算の認定について、町長より意見を求められ申し出するため提案するものです。 配布しております決算書及び主要施策成果説明書のいずれも、資料からの抜粋となっておりますのでページが抜けておりますが、御了承くださるようお願いします。 主な事業について、主要施策成果説明書により、主なものをご説明いたします。 それでは、資料9ページをご覧ください。 表の左から2列目 町の一般会計の決算額は合計で 6,048,373 千円に対し、教育費は 612,876 千円、構成比は 10.1%となっております。 資料 17 ページをご覧ください。 新型コロナウイルス感染症対応事業としまして、一番下 給食材料費53,195千円です。 令和2年度から継続して、町内に住所がある児童・生徒の給食費を無償としておりますが、令和5年度は、40,890千円分を無償としています。 なお、給食費は、小学生1人当たり280円、中学生1人当たり300円とな

	っていますが、近年の価格高騰により、給食費相当分だけでは子ども達の栄養価を確保できないため、食材費の高騰分として、町で4,769千円を上乗せしています。 74 ページをご覧ください。 3段目 GIGAスクール運営支援センター委託料2,504千円、GIGAスクール事業実施に当たり、児童生徒及び教職員の端末使用、各端末へのアプリケーションの導入・利用及び研修実施等に係る支援を八戸市と連携し行ったものとなります。 4段目 石鉢小学校校舎体力度調査委託料9,328千円、本調査は、石鉢小学校の学校施設が改修に耐え、また、長寿命化計画における目標耐用年数となる80年の使用が可能かを判断するため実施したものととなります。 76 ページをご覧ください。 1 段目 小中学校補修等工事12,178千円のうち、道仏小学校ボイラー改修工事11,689千円は、平成12年に建築された道仏小学校のボイラー2基について、経年劣化による不具合のため交換したものととなります。 2 段目 小学校児童用机・椅子30,184千円、机の天板及び椅子の背板、座面に階上町産赤松材を使用し、全児童用の机600台・椅子600脚を更新（納品・廃棄）したものととなります。 事業費30,184千円のうち森林環境譲与税21,119千円を活用しています。 下から2段目 スクールソーシャルワーカー報償金1,020千円、全ての小中学校において、不登校などの問題を抱えている児童生徒のケアに努めるため、スクールソーシャルワーカー1人を設置しており、令和5年度は町内小中学校合わせて96回の訪問を行っております。 77ページをご覧ください。 2段目 特別支援教育支援員配置事業費32,340千円、町内小中学校に在籍する障害のある児童生徒又は特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する学校に、授業等における学習支援を行う学習支援員12人と、校内における生活指導の支援を行う生活支援員2人を配置しました。 下から2段目 階上町ふるさと定住促進補助金2,547千円、若者の階上町への定住促進を図るため、町の奨学金の貸与を受けた者が、償還期間中に町に居住した場合、前年度償還額の2分の1を補助しており、令和5年度の対象者は50
--	---

	人となっております。 一番下 中体連等参加費補助金5,643千円、児童生徒の部活動等について、県大会等へ出場した場合などの遠征費用等、令和5年度は、学校、団体等合わせて32件に対して補助を行いました。 78ページをご覧ください。 1段目 要保護準要保護児童生徒援助費（小学校）3,194千円、要保護及び準要保護に該当する児童の保護者に対して、学校教育法第19条に基づき学用品費、修学旅行費用等の援助を行いました。対象児童数は118人となっています。 2段目 要保護準要保護児童生徒援助費（中学校）2,917千円、要保護及び準要保護に該当する生徒の保護者に対して、学校教育法第19条に基づき学用品費、修学旅行費用の援助を行いました。対象生徒数は63人となります。 3段目 奨学資金12,000千円、経済的理由により修学困難な者に対して、修学を促進し、教育の機会均等の保障を図ることを目的に、令和5年度は高校生12人、大学生等19人に奨学金を貸与しています。 79 ページをご覧ください。 3段目 理科観察実験アシスタント配置事業1,489千円、理科観察実験アシスタントを小学校4校で2人配置し、理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整を行いました。令和5年度の実施回数は、4校合わせて283回となっています。 80 ページをご覧ください。 2段目 成人式実行委員会補助金467千円、新成人自らが企画立案する成人式を開催するため、新成人で組織された実行委員会に対し補助金を交付しました。成人年齢が18歳に引き下げられましたが、あらゆる節目の年齢としてこれまでどおり20歳を対象として、令和5年度は、対象者158人のうち95人の参加により、令和6年1月7日（日）に「成人式～20歳のつどい～」を開催しました。 一番下 文化祭実行委員会補助金1,247千円、町民が優れた芸術・文化に触れ、さまざまな芸術・文化活動に参加できるよう、文化祭実行委員会に対し補助金を交付しました。令和5年度は、令和5年11月4日と5日にハートフルプラザ・はしかみと町民体育館を会場に開催し、約4,700人の入場がありました。
--	--

濱浦教育長	81 ページをご覧ください。 下から2段目 国民スポーツ大会実行委員会負担金230千円、令和8年度に青森県で開催される「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」に係る町の実行委員会へ負担金を支出しました。 令和5年度は、10月12日に実行委員会総会を開催し、これまでの準備委員会から実行委員会へ移行しています。 本町では、令和7年9月7日にロードレースのリハーサル大会、令和8年7月5日にデモンストレーションスポーツとなるフロアボール、10月11日にロードレース本大会が行われることになっています。 一番下 町体育協会補助金4,274千円、体育指導者の確保と資質の向上並びに町の体育振興を図るため、町体育協会に対し補助金を交付したものととなります。 令和5年度は、郡総合体育大会が6年に一度、階上町を主会場に行われたことから、特別事業として、各競技協会に対しユニフォーム整備費として1,830千円を町体育協会から交付しました。 82ページをご覧ください。 下から2段目 町民体育館トイレ等改修工事費42,977千円。 町民体育館のトイレ、玄関、事務室等のホール周辺一帯をバリアフリー等に対応した改修を行ったものとなります。 財源は、起債（緊急防災・減災事業）42,900千円を活用しています。 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第4号 9月定例議会に付議する令和5年度教育費決算の認定について の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 「異議なし」と認めます。 よって議案第4号 9月定例議会に付議する令和5年度教育費決算の認定について の件は、原案のとおり可決されました。 日程第12 議案第5号 9月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
--------------	---

中屋敷課長	それでは、議案第5号 9月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について、ご説明いたします。 本案は、9月定例議会に付議する補正予算について、町長より意見を求められ申し出するため提案するものです。 予算書の2ページをご覧ください。 10款 教育費の歳出予算額は、79万2千円を追加し、補正後の額7億9,753万2千円、町予算における構成比は12.9%となっております。 次に、補正の内容となります。 3ページをご覧ください。 歳入となります。 21款5項4目 雑入に、公益社団法人青森県緑化推進委員会の緑の募金事業として「ふるさとの巨樹・古木・名木保存事業費補助金」194千円を追加補正し、町指定天然記念物の「柳沢家のアサダ」の補修事業に充てることとしています。 補助率は、10分の10となります。 5ページをご覧ください。 歳出となります。 10款4項3目 文化行政費に、先ほど説明した「ふるさとの巨樹・古木・名木保存事業費補助金」を活用し、今年3月6日の雪害により一部倒木した町指定天然記念物の「柳沢家のアサダ」の樹勢回復を行い、さらに補助を受けるに当たり緑の募金事業を活用したことを記す標柱を設置するため、文化財補修委託料及び文化財標柱設置工事を追加補正するものとなります。 10款4項5目 石鉢ふれあい交流館費につきましては、新紙幣発行に伴い、石鉢ふれあい交流館で使用している券売機を新紙幣に対応できるよう改修するための手数料を追加補正し、 また、同交流館で使用している掃除機及び調理室のガス給湯器がそれぞれ経年劣化により不具合が生じ、それぞれ更新するための費用を追加補正するものとなります。 10款5項2目 給食センター費につきましては、今年4月から県派遣の臨時栄養職員に係る検便及びノロウイルス検査に係る手数料を追加補正するものとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。

中居 G L	議案第 5 号 9 月定例議会に付議する令和 6 年度教育費補正予算について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第 5 号 9 月定例議会に付議する令和 6 年度教育費補正予算について の件は、原案のとおり可決されました。 日程第 1 3 議案第 6 号 中央体育館改修工事請負契約の締結について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、議案第 6 号 中央体育館改修工事請負契約の締結について、ご説明いたします。 本案は、町立中央体育館の改修に係る工事請負仮契約を本契約するため、提案するものです。 改修内容は、施設の長寿命化を目的とし、トイレ、玄関、更衣室等、ホール周辺をユニバーサル対応とするものです。 2 枚目をご覧ください。 契約額は、58,787,080 円 契約の相手方は、穂積建設工業株式会社となります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第 6 号 中央体育館改修工事請負契約の締結について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第 6 号 中央体育館改修工事請負契約の締結について の件は、原案のとおり可決されました。 以上を持ちまして、令和 6 年第 5 回階上町教育委員会会議を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 会議終了時刻 午後 6 時 4 7 分